

政令第三百十四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和二年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

別表第三十七号中「西九条七丁目、」を削り、「から島屋三丁目まで」を「島屋二丁目」に改め、同表第四十一号口中「金沢町、尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字養田開拓」を「並びに金沢町」に改め、同表中第五十二号ハ(3)及び第七十一号を削り、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十一地区の項中「別表第七十一号、第七十二号」を「別表第七十二号」に改める。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、川内地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区等について区域の縮小を行う等の必要があるからである。